平成２３年（フ）第８６号
埼玉県行田市大字若小玉2493番地４
債務者　大木　　威
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２０号
千葉県印西市大森3916番地８
債務者　浅野　　幸
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第５４号
千葉県八街市八街ほ163番地24
債務者　渡邉　昭生
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第５５号
千葉県八街市八街ほ163番地24
債務者　渡邉　生子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１３号
新潟県三条市曲渕３丁目23番11―４号
債務者　岡田　利昭
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第１４号
新潟県三条市曲渕３丁目23番11―４号
債務者　岡田　浩子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第４７６号
名古屋市緑区南陵401番地　桶狭間荘６棟403号
債務者　松尾　正勝
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６２５号
名古屋市昭和区台町１丁目１番地　川辺347ビル３Ｂ号
債務者　西口　知孝
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６６号
愛知県安城市安城町社口堂54番地
債務者　川邊　国博
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
三重県松阪市宝塚町830番地127
債務者　鈴木　正人
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第１０号
京都府亀岡市畑野町土ケ畑大タワ１番地188
債務者　大黒工務店こと　大黒　定之
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第２２号
京都府船井郡京丹波町下山茨堂50―49　太平工業宿舎、住民票上の住所高知県四万十市中村東町３丁目５番17号
債務者　田邊　　浩
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第７９号
沖縄県那覇市与儀２丁目19番28号コーポニュー山内201
債務者　川畑絵里子（旧姓奥原）
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１５０号
神奈川県秦野市鶴巻南２丁目７番８―404号
債務者　小野小恵子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１５６号
神奈川県平塚市下島164番地　雇用促進住宅下島第２宿舎１―306
債務者　堀内　一秀
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１６３号
神奈川県秦野市下大槻245番地の11
債務者　香川　佳久
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１６４号
神奈川県秦野市下大槻245番地の11
債務者　香川　優子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部